

## 独立戦争期のメキシコ市

—立憲参事会の創設・廃止・再編成(1813~1821)—

大垣 貴志郎

(京都外国語大学)

ラテンアメリカの独立は、政治的にスペインから分離する目的を達成するが、社会構造を変化させたかどうかは疑問である。「形式的独立」の背景を検討することは、独立運動の経過とその特長、さらに独立後の植民地遺制を確認することにつながり、現代のラテンアメリカの抱える潜在的で構造上の問題解明に間接的にせよ、役立つものではないかと考えられる。報告では、メキシコの独立戦争を武力闘争史の観点から捉えず、植民地国家において、政治権力と経済的支配力の矛盾を浮き彫りにするクリオーリョ階級に焦点をしぼり、副主領の地方行政組織である、メキシコ市参事会(カビルド)を通して検討した。

1810年に始まるメキシコ独立戦争の基本的要因は、植民地本国の支配体制と相反する利害をもつ階級の存在である。すなわち、政治権力を掌握していたスペイン人と対立する、経済的支配力を手中に収めていたクリオーリョ階級である。この階級こそ独立革命の進行を左右していた原動力であり、推進力の源と言える。蓄積された資本と経済剰余を植民地に残したい要求に対し、スペイン帝国は剰余と現金資本の大部分を持ち去った。クリオーリョ階級が権力の掌握を希求したのは、国家機構を管理することを意味しており、国王の管理権を獲得し、スペイン人の支配から離脱することであった。そのため、権力の移行はクリオーリョ階級にとって、何らの社会革命を遂行する必要はなかったのである。独立運動は本質的に政治的にとどまり、形式的な改革となった。彼らの権力の掌握は専ら彼らの階級の利益をはかるために立案された新しい経済政策の鍵である。植民地国家の構造はクリオーリョ階級の政治権力への道を閉ざしていたのである。

しかし、クリオーリョ階級は一枚岩ではない。軍隊、教会、公共機関のなかで高い地位を確保していた上層部と、その恩恵に浴さなかった中、下層階級が存在していた。前者は独立戦争勃発の当初から、革命には批判的で保守的な態度を一貫し、イダルゴ、モレーロスが指揮した過激な独立運動の遂行は、結果

として彼らの利益を損う危機をはらんでいたと確信していた。クリオーリョが構成員であるメキシコ市参事会の議事録でも、「ドローレスの叫び(1810年)」は帝国への反逆行為であり、植民地国家の政治的不安を誘発するものだとし厳しい批判を浴びせている。

一方、後者は植民地制度を根幹から崩壊する事こそ、植民地にとって社会革命が実現できる唯一の方法と考えていた。そのため、武力闘争派と異なる穏健的手段を革命実現のために用いた。19世紀の自由主義哲学に啓蒙されていたメキシコ市参事会のクリオーリョは、1808年当時の副王イトゥリがライに、本国スペインで国王がフランス軍に幽閉され、国王不在となった事態が生じたことに呼応して、副王自ら植民地の全権を掌握すべきであると直訴した事件が起きている。クリオーリョが企てた合法的な独立運動と考えられ、イダルゴの武装蜂起の2年前に実行されたことは、独立戦争史上重要な点であろう。翌年にバリャドリッドで類似した陰謀が発覚している。いずれも後者独自の計画であった。

クリオーリョ階級の利害の不一致は微妙に独立戦争の進展に影響を与えている。

クリオーリョの階級構造の変化と、スペイン本国の政変は植民地にとって新たな独立戦争への枠組を固めるのに役立ち、長期化する独立戦争への政策変更を促した。まず、1812年のカディス憲法の植民地での発布は、翌年立憲参事会の創設となった。その結果、市民による直接選挙でクリオーリョの保守派の参事は1名も選出されず、独立運動へ理解を示していた進歩派が参事会を占めた。彼らがモレーロスを指導者とする独立運動に間接的に援助していたことは、秘密結社「グアダルube」の主要メンバーと参事が同一人物であることから判断できる。副王政府に忠実であるべき首都の一行政組織が、独立運動に加担していたのである。学会報告では、参事の氏名、選出方法、任期、保守派と進歩派の区別などを分析した、1808年から21年までの参事会構成員の詳細な一覧表を配布し、後述する1821年の立憲参事会の再編成時期との関連性を指摘したのである。

1812年憲法の発布はインスルヘンテス(独立反乱徒)の躍動を高め、スペイン植民地の他の副王領と同様に、ヌエバ・エスパーニヤ副王領も一気に独立するのではないかとの危惧から、後任の副王は憲法施行を中断し、立憲参事会

も14年には廃止され、再び保守派の参事が参事会を占有し、武力闘争派の沈滞とともに独立の気運も15年からは下降していく。

しかし、1820年スペイン本国の自由主義者による政変で、カディス憲法は復活を余儀なくされ、植民地でも副王が憲法の再発布をした。15年以来武力闘争ルートの指導者を欠いていたヌエバ・エスパーニヤは、自由主義憲法が復活すると、立憲参事会のメンバーも改めて選出され、大半は1813年当時の参事が帰り咲く。

この時点でクリオーリョ保守派の富裕階級は、植民地の事態はもはや1813年当時の様相と異なり、クリオーリョの中、下層集団による社会革命が実現する危機を想定したのである。そこで彼らは利益を保障する手段は一握りの少数政治的支配階級であるスペイン人と協調することではなく、内戦を終了し新たな支配構造を構築して、独自の利権を追求しようと政策変更を決意したのである。この政治的決断こそ二つのクリオーリョ階級の合体を可能にし、副王軍の士官イトゥルビデと反乱軍の指導者との提携である「コルドバ条約」に進展し、メキシコの独立が実現する。

独立期のクリオーリョ階級の動向を、参事会構成員の議事録にみられる言動と参事会自体の変貌に照準を合せて、メキシコ独立戦争の経緯を報告した。

クリオーリョ集団の利権確保への執拗な努力は、参事会議事録にもその一端が克明に判読され、メキシコの独立がイダルゴらを首謀者とした下層の被支配階級による武装蜂起では達成されず、スペイン植民地の他の副王領の独立戦争と同様、クリオーリョ階級の利益優先への合理的判断と、スペイン本国の政変という時流の産物であると言える。このためスペイン植民地の独立は、自動的に新たな国内外の従属関係を生み出してゆく結果となった。反革命要素が独立を実現させたのである。